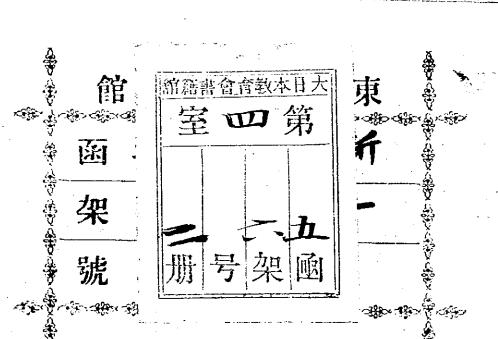


小學品行論 上

215



B

I

80



吉田利

修身

小學品行論

福岡書肆

文庫

小學品行論

緒言

井上勸善を説き修身を論をう者其書より一节  
らほと雖とも其記載たる所の言論事實或ハ高  
尚未過才成ハ卓異す涉リ初學の速々致及をへ  
リ者多也我窓前福岡書肆鴻文堂主人余  
ト請ひ一書を編輯し専ら日用常行上に就き其  
着實切近あるものを擇ひ世の兒童をより容易  
く其意を領會し且つ其事を踐履し易くしめ  
んと欲を其意好いもろ足る者何と故より寡陋

自ら量らに遂に此編を纂述を若其標題及び書中の體製の如きも余別に考ふる所あるまさらばと雖ゞか其世の為めをたるゝ急あらを以て姑く其請ふ所は從ふのみ

本編引据たる所ハ四書五經小學西洋品行論同立志編勸善訓蒙勸懲雜詰脩身論等を以て根據とし其他本邦及び外國の嘉言善行を附し聞こ亦雜ゆるよ已ゝ意を以てモと雖とも其原づく所を一ト先輩の定論より照準を敢て杜撰して以て後進を誤らしム

編中述す所の外内ニハ則父母たち者の務めあり夫婦の交りあり而して中篇以下の事ハ其品題とすべき者萬善百行一ト足らに且つ一事の上ニ就まても亦精密の工夫あり透徹の理會あり外ハ則官ニ對し國ニ對し天下後世子關係へヨリ遠大の事業等唯ニ萬數のものあらに然れども遠まく行くを必を通さうし高まニ登るハ必を昇きうむちの法語を基づき今先づ其昇き者通き者を示して而後將ニ其高き者遠き者子及ハんと是れ此編の全旨あり

明治十三年六月

編者識

小學品行論

卷之二上

古賀山房

小學品行論目次

上篇

總論

第一章 父母と對する務

西人アンドレーの話

第二章 兄弟姉妹の務

毛利元就の話

山田彌吉の話

第三章 長老と對する務

唐張公藝の話

第四章 僕婢も對をう務  
石桓甚兵衛の僕八介の話

第五章 師傳も對をう務  
後漢の魏昭の話

第六章 朋友の務  
西人ダモン及び或る一人の話

中篇

第七章、立志

尾張國嘉助三吉の話

第八章 良心

後漢楊震の話

西國一童子の話

第九章 習慣

孟母三遷の話

第十章 勉強

英國ウエスリーの話

同 カーランの話

第十一章 光陰

諭言二則

第十二章 節儉

宋陸拔山制用法概畧

第十三章 仁愛

酒井伊三郎の話

第十四章 謙讓

貝原益軒の話

第十五章 信實

宋劉忠定公の話

下篇

第十六章 背約を戒む

西國某氏の話

第十七章 虚誕を戒む

孟子の母

第十八章 謠謗を戒む

小嶋錄四郎の話

第十九章 暴怒を戒む

漢の張良の話

第二十章 爭鬭を戒む

アレデリックの話

第二十一章 貪欲を戒む

司城子罕の話

## 第廿二章 自主獨立

韓亞大藤友吉の話

### 第廿三章 國々對をう務

ジョン、ラッセルの論言

### 第廿四章 愛國心

太田房次郎の話

### 第廿五章 品行の效驗

### 第廿六章 品行の感化

### 第廿七章 品行の勢力

## 小學品行論上篇

秋月後學 吉田利行 編述

### 緒論

品行ハ人う人だろへきの道行きあり人とくべ  
此道ニ由らまゝときハ假令其身ニ四肢五官ハ  
具もつても世ニ謂ふ頑愚あら一物とあり到底  
人間一人前ニ權利幸福を全うし得ヘうべに品  
行を斯く貴ふへまものあれを人の人だらんと  
欲む者を豈一秒時間もこれを忽トちへる  
や

品行ハ斯く貴ふへまむのをも故先づ第一ト其形狀もいうなほものゝを尋ねるニテ奇異あるもの多るあくに又為し難きこととも何トぞ特ニ其日用の間ニ於て當然の行為を擇ひ善ニ従ひ惡を去リニつある。西洋の學士「アホット」とソム人ザ其友「サツクウイル」を稱する。其大臣とありて功業ありしらとを以てに單す。其平常のことと就き善良の行實あるを述へたるハ實ニ着實深切の見解と謂ふへま  
あり

其言ニ曰く君の爲を所の事ニ於て幾多の奇異あることあり。一や蓋一あくもハシ其妻を親愛する。誰々君より甚くま者有らん。や其子を愛もうこと誰々君より甚くま者有らん。や其朋友と交誼の堅き誰々君は勝れり者あらん。や其言語の信實あること誰々君より勝らん。やと

されど初學者の品行と云ふハ唯其日用常行の間ニ就き温厚誠實の心を以て善良ある事柄を擇ひ行ふまで。其大概を言ひ。朝夙く起

まで其家族と接し學校と昇りて師と對し友と  
交り讀書筆術習字等を勉強し歸りて其他の事  
物と應し以て夜と入り眠りと就くまことに其為を  
齊と言ふ所を慎み所謂る善惡の二つを取舍を  
て外ならぬに古一への中庸と云ふ書と庸德大  
れ行ひ庸言これ慎むとありへこの事あり日本  
とも支那とも西洋とも何處とも此の  
道と異同ハ有まことあり

右子述ある所ハ人間一日間の道行きあり而し  
て一日の道行きハ其一生を涉るへき里程の内

あれと假をぬるも輕々しく着歩をへうじに若  
しき然とをして今日一步を誤まれて今日丈  
の損とあり明日一事を誤まれば明日丈の損と  
あり其損をうとのへ再ひあれを償ふへうじに  
損の上と損を重ねて終ひ乍一生の道行きを誤  
まり邪蹊曲路と踏込みたゞいとへ復す世と出  
づるまぐを知る爲りと

四肢五官を完具して此世と生れ出たるべ豈入  
たる者の幸福あくをやおの人たるの道を盡し  
て其幸福を全うせんも自から我身を不具とし

て其權利を失へんも其道行きの里程と云ふハ  
まさしく今日尚在ることあれを或へ其父兄の  
指導を従ひ或へ其師友の教戒を守り或へ古今  
の人の言行を照し更に進んで自己の良心を基  
づき擇んで詳らるよせする爲め也

先づ此編の始より於て人間の品行ハ大抵斯くの  
如きものたちを會得し粗其門戸を得たるは  
ハ更に進んで第一章以下の事より其萬殊の  
間々就き各當然の行為あるを考察し一々これ  
を踐履すべし是即ち他日より於て極大絶高の品

行を成就すべき基礎として凡そ人の人たちへ  
きの道行ハこれを舍てまゝ他より求むべきもの  
あらず

### 第一章 父母と對をひ務

父母よりてこそ我身あれ父母を我を生みたる  
人あり我を育てゝ以ふの人とあつたら人あり  
尚此後とも我為たり幾多の劬勞を為してまゝ人  
あり我より知らまゝ解を訓誨して我より益を與ふ  
る人あり我より足らす所を指令して我より務を  
あきらむる人ありされ世の親愛あり恩徳あ

るもの誰の父母より甚一きあらんや

故は其指令を守り其訓誨を從ひ其劬勞を報し  
其生育の恩徳を酬ゆへさせこれ子たち者の父  
母は對する義務はして我の品行を造り為を所  
以のものも亦本の法則その中もあり故曰く  
孝ハ百行の本と

更に一步を進みて説けぞ我父ハ我ヲ為めの力  
を竭一思を焦し業を勵み職を勉め我を扶持成  
長して其身ハ為めよ衰老あるものあり我の母  
も我へ為め其胎を貸し其乳を與へ其懷子着

け其膝に乗せ眠る時ハ側に傍ひ病む時ハ枕に  
臨みて幾多の憂勞辛苦を積み為めよ其身を憔  
悴たるものありされど苟も人の子ならん者ハ  
常よこの事を顧みて能く其意を順適し其心を  
慰安すべし假りとも父母の憂勞を重みへま不良の行為あるへうべに

西人「アンドレー」を幼くして父を喪ひ獨  
り母と暮せ——ナ一日心を思ふやう今の方り  
て母の力とあらん者ハ我より外なあへか  
ソシとは是より勉めて其業を勵み賃銀を得る

時々喜び歸りて悉く母  
子供し他人の遊樂宴會  
等々赴く時々おのきハ  
これより伴ハばひとり母  
の側より侍りて史傳中の  
故事かとを物語り其他  
種々の雑話をあつて母  
の心を慰め安んじ又或  
時ハ母の左右扶持隨  
行して村中あとを徘徊



散歩するを見る人深く感歎して「アン  
ドレー」を寶す孝順善良の児ありと語り合  
ひ皆これを愛敬せする者あらず至りしと  
此等の如き行狀を幼少の者たりとも其子も隨  
ひ々敬ひ得べきことあれも苟も世の父あり母  
あらんものハ即ち今日も此の心懸けあくまへ  
うづに彼の支那の二十四孝の如きも熟て  
籠め置きて摸範ともへまく勿論されども其事  
實を考ふるす大うへハ倫理の變ず處あるもの  
もして其家の極貧あらう若くハ其身の不幸か

るより現れ出たる堅忍苦節のこと多く中々就  
きて其日用常行の心得とをへまハ纏うる黄香  
う枕を扇き陸續う橘を懷す。叔教う陰德子路  
う米を負ふ等の外蓋し幾をくも阿トサクヘし  
まちを世の幼児を教る者う總じて平生ノ為を  
へま事を差置き日用常行を離れたる一層高き  
所より誘掖せんと欲をもより幼児の心中ノハ  
却て望洋の感を興へ孝行と云へ至極もつら  
一き事のやうも思ひか。併せ平生の心懸け  
をも怠るよ至るへしまりあうト能くこの道理

を辨へある却て其事の平易あるを會得せん既  
よこれを會得せん此の孝行の二字を以て朝夕  
心ト鐫り付けて我ゝ身の上よいと羨ム。品  
行を造るへし是即ち人の人たら道ノ入る第一  
初步と謂ふへまア。

西洋品行論ノヨ人の生涯ハ家より始まり小  
童より成長ノテ大人ノ進むあり故ニ家を開  
化の學校と

## 第二章 兄弟姉妹の務

古人ハ兄弟姉妹をもて同根より出たる枝幹子

喻へ或ハ同胞一體と云ひ尤右の手の如しと言  
ひ又一指の其氣を連うねよよ比らへたりその  
如イ我ゝ兄弟ト善行あれモ即ち我ゝ榮譽と有  
リ我ゝ姉妹ト醜事あれモ即ち我れモ汚辱を  
與へ痛痒互ひよ相感をうものあれモ我兄弟の  
憂苦をうそとあら時モ我のミ獨り樂しむこと  
ハ得さるヘイ我ゝ姉妹の悲哀をうそとある時  
モ我のミ獨り喜ふことをあらきくヘ

キミハ兄弟ハ甚善良ある親友として殊の溫和  
モ相愛をへきハ姉妹あり故モキモ其間モ於

て一時の過誤失策ありたりとも其關係の大あ  
るものナリテするよりハ互モ相隱諱シテこれ  
を表暴をヘラジ

兄弟牆モ聞けトモ外其勢りを禦ぐとハ能くも  
骨肉の至情を罵し出せモ詩ふリ尤程モ相倚り  
相助くヘキ同胞同氣たゞうソハ互モ相和し相  
愛して所謂る閑牆の行ひあるつゝに兄モ年  
長モヘキ弟モ優れる者あれ又能く弟を教訓し  
弟ハ兄モ隨ひて常モこれモ倚頼をヘキ姉妹ハ  
男子と剛柔の別ぢ行れとも其情合モ異同ハあ

とくとくと但其氣質の軟弱あるよりとのよ激  
覺し易きをもて特と其親愛を加ふべきの」

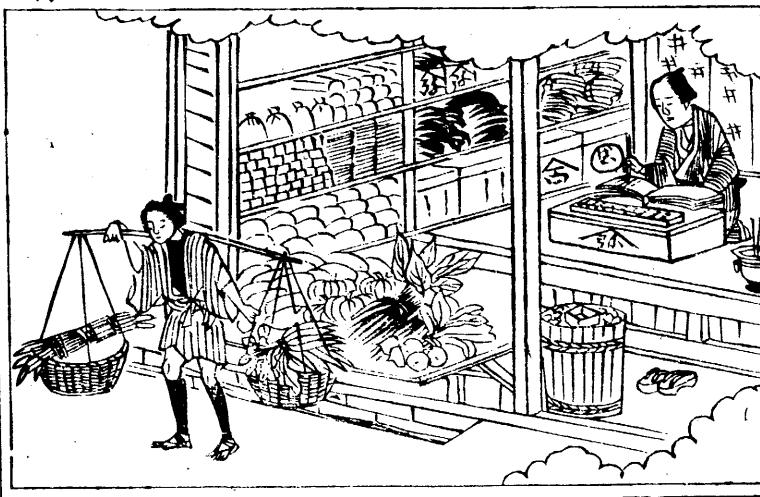
昔し毛利元就の病んで  
死せんとある時と諸子  
を側と呼び近つけ其子  
の數ほど弓の箭を取寄  
せこれを集らて一束と  
あし諸子と命して折ら  
しむるよ一人もこれを  
断つこと能ハ走夫より



特と一箭を抽き取り一々と折らしもれを容  
易くこれを折断せり元就因て言もるゝやう  
兄弟ハ猶この箭の如し一和をわハ互と相倚  
リ力とあるへ一つゝゝ離されハ終とハ  
各自かと敗れて何事もあらへうへ汝等こ  
の理を心に銘し努々忘ることあれど  
右と類をる談話ハ支那とても西洋とも往々  
ありし事柄にて即ち和をれぞ勢力を生をとい  
ふ格言と相符せり

大阪鳴町邊と八百屋渡世の山田荪吉と云ふ

者ありルイシルト二人の男子ありて兄ハ行年二十歳弟ハ十七歳頃ありとう兄弟の中睦しく毎朝夙より起き出て青物類を仕入れつゝ弟ハ得意先まよ賣廻れハ兄ハ家子在りて店の商ひを營ミ祁寒暑雨の時子至れハ兄ハ弟の勞



子代リテ行商をあきんと強ゆれとも弟曾て  
諾ハを兄弟諸とも其心を一ふにて職業を勵  
ミー程ト纏々の間子若干の潤利を得身代ゆ  
たるよあくよタクヨウののみ有くに平生父母  
子能イ事へ且つ父も盲目ある故湯屋ふと  
行く時ハ兄弟子て代るゝ脊負ひ又暑キ須  
ナハ夕景子至れを門先子床机を置きて父を  
涼ませ兄弟の者が尤右より團扇をもて搾ま  
あとをう其孝行を見聞をう人何れも感歎あ  
しけると

西洋品行論は曰善良ある家々極善の學校あり蓋し少年と老者との別ある善き家中に在て忻愉快樂忍耐涵容を學ひ規矩を以て自か其身を治むるを學び又精神を奮ひ職分を盡をを學ふへしと一

### 第三章 長老と對をる務

天倫の内にハ父母兄弟を除く外祖父母あり伯叔父母ありて、これを血胤の最も近き者と云甥の伯叔父母等於けると孫の祖父母等於けるとハ其両間も盡をへきの義務ハ子の父母等於け

よも比きれを差く輕まう如しと雖も祖父母の孫を愛をもハ子を愛をもより親切あるとの徃きこれ有り伯叔父ハ父の兄弟にて古語より弟の子ハ猶不子の如しと云ひ時とてハ父子代りて甥の照管をもあそとあるものあれもこれも順從し之れを敬事し其恩徳を報むへきハ猶子の父母等於ける如くをへ一  
其他我より年長ある者ハ或ハ其祖先を同うせる者もあるつゝ或ハ其一家を俱よせら者もあしく或ハ其親戚等伴ふ者もあ多くして總

て幼者の年長より對をな務めハ其愛敬の心を盡し其意より逆ふう如きの行為あるべからぬ

支那の北平に張公藝と  
り人あり其家九代チ

讀まひと睦まへ同居せり故その時の朝廷より度々其門子旌表あり  
唐の麟德年中は高宗皇帝泰山のまわりをあし  
路の次で其宅を行幸

ありて公藝を召させられその斯く久ーイお  
續きて家族を親む道を問ハれしと公藝ハ紙  
筆を乞ひ頼て恐の字百餘を書き左右に進め  
參らせり其ごろハ元來家の睦ましから  
きる事至るハ尊長の衣食あと或ハ均しから  
きる事あり卑幼の禮節等或ハ備ハらむこと  
あるより互ひよ相責望して遂ひよハ争ひ  
を引出走あひハある故ソウト心よ滿足せ  
み事ありとも唯相ともよられを思ひてまく  
行けハ一家を圓く治まるとの意ありと云ふ



さて又一家一門の人止に他人止もあれ何  
止もあれ我より少しも其年齒の長じたる人  
止ハ皆敬礼を加ふへし古の教へは父の齒止  
ハ隨行し兄の齒止を厲行をとハあの謂ひあり  
況んや齒徳ともナ長けたる耆宿の人止於てを  
や假令其身ハ衰弱し其氣力ハ耗耗したくも  
其經歷の功を積み實地の見解あくととを少者の  
の及ふへきナシナシ故別けて尊重せざるへ  
リ

我國止ても支那止ても古来より養老の礼と云

ふことあり現す天子の尊を降りて自から主  
人の位止就き時の長老止酒肴を進むられたる  
事ハ歴史止往々記載あり又古昔埃及士巴爾達  
羅馬等の國止於てハ最も老者を尊敬し其人の  
來る時ハ衆人心を席を譲れり若し然りせまう  
時ハ罪ありとぞ謹責せると

西洋品行論止曰大人の威儀或ハ其才能技藝  
を摹倣して己が品行を陶冶する人ハ古今の  
史書止見ゆる者少く武土あり大臣あり  
辯士あり義士あり詩人あり工藝の人あり皆

自己より以前生れたり人の平生の言行を  
由て或へ熱心に之を慕ひ或へ陰々之を感化  
を受て自ら知らぬ何れも前輩の教育を被ら  
まう者あると

#### 第四章 僕婢子對を務

天と人の上々人を作らし僕婢ハ其身卑賤ある  
か如」と雖とも亦是れ社會の一人あり但其命  
運の不幸な際し自かと給をうの便りかまか為  
めよ余儀ある人の下々屈し其身を以て我使役  
す供し其勞力を以て我家事を助くるものあれ

ハこれを家族の一部とも云ふへゝ其情實  
子愛憐をへきものありとぞされを主長よりも  
又これ子報をうち子恩惠を以て一られを待つ子  
寛恕を以てせまうへうに

昔し陶淵明ダ一僕を其子子贈りし書中子此も  
亦人の子あり善くあれと遇をへーと言ひ遣り  
しハ實子仁者の一言あり我國の俳人加賀の千

代ダ

雪の朝彼れも人の子樽拾ひ  
と咏セても亦此意を演べたるをのあくへー

僕婢父母の命を傳ふる時子弟これ奉承を  
し我家の使役も所とて猥子輕侮をくうづ  
及試す思へ汝萬一不慮の禍患す罹りたんす  
ハ汝も忽ちこの僕婢とあらへまことを

駿府客舎石垣甚兵衛と云へる者の僕ハ介ハ  
十一歳より右石垣の家子來リ仕へ一十五  
年ありけり年主の家来へて奴婢子ハ皆暇を  
取らせ一子八介ひとりハ年尚少しといへと  
も主の貧困を見捨て他へ行へまつあはれと  
て是より晝夜をいもと寒暑を避けと或と山

子入リて薪を採り或ハ  
他より傭ひれて勞役をあ  
し唯錢を得るの多きを  
喜びて曾て其身の辛苦  
を厭に斯くして其主  
を扶持しりりまで一日  
伊勢參詣の人より雇ひれ  
其賃銀と路費を兼ね金  
壹片を得たりしを其前  
日子主子與へ已ハ一錢も



貯へまれハ 畫を重荷を持ちて食事をあき  
を夜ハ密うト旅舎モ語らひ價を出さニ宿を  
借り人との餘飯を喰て過セリあざ又類ひあ  
まあとあれを其より上モ聞こヘあけ其賞と  
ノテ錢五拾貫文を下し賜ハリ亦その誠を感じ  
せらる」餘り府尹ハ其子息を侍食せり「懇  
ニ饗應ありしこ

あり如く古より僕婢、其主長若くハ幼者かと  
の災厄ニ罹リし時之を扶持保存セリ例、世ニ多  
しまうそ其主長たゞんとのハ平生より心を添

ヘて愛憐し置くべき事あふトセヤ

西國立志編ト曰上官とありてハ其下僚を待  
キテ所以を觀て其人品を知るゝ事、東主即  
ち人を用ゐる人とありてハ其使役むしやくを人を  
待キテ所以を觀て其人品を知らるゝ事、蓋し  
何の地位を論せに其自己ナリ柔弱ある人、  
向ひ施一行よ所以の者盡く皆小心謹慎ナシ  
て粗忽あらず寛弘の量あり慈愛の情あるを  
こそ君子の品行と云ふへられ

第五章 師傳ト對する務

師傳ハ第ニの父母よりて其所生の父母子代り  
我を教誨指導して人の人たらんと亦我ヲ畢  
生の資益をあらそ人あれも其恩實子所生子等  
し故ニ古一へ支那にてハ師の爲り子喪を服え  
るを其父母の喪子異あらずましく其門子入  
り其業を受け以て其身を立てんと考へ者假り  
子も其愛敬順從之心と其恩德子報をう義を忘  
るへうべ

我子通明あらず智識を與へ我子活潑あらず精神を  
附與し我子善良あらず徳性を授くハ皆其師傳

の賜あり故ニ子弟の其教場子昇らん者々其業  
とぞろ所のものを心を専らもじて學習をへき  
ハ勿論のこととて又兼て其師の言語儀容動作姿  
態等よじを着け其善羨あらず風範を模擬をうちハ  
亦我ガ品行を改良をうの學習あり古の書は儀  
表ハ人の眼目と與あらず講説ありとハ云の事か  
リ

師傳の及ふ所ハ此の如くそれ廣遠あらずをゆて  
西人へ之子對を務を述へ師ハ謝金を呈をう  
のとを以て既ニ其恩子報ひたりと思ふへうべ

を蓋し謝金ハ唯師の時間を費やしたるを報ゆ。このこゝより我畢生間の資益とぞへま學業を教へ我智識を弘め、大恩ハ尙未だ報ひまじ。又是古昔師傳す謝金を呈むるのを以て全く其恩を報ひたりと思へる子弟ハこれを忘恩者ありとて戯めたりと言へり。

後漢の魏昭幼年の時郭泰の許至り世を經學を通せし博識の先生ハ多けれとも其人物を師とぞへず先生を實に遇ひ難し因て今上リ先生の左右に在て供給洒掃の務を執り弟

子の列に加えたりと  
請ひテ郭泰之を諾  
ひて常は其傍に仕ひし  
が或る時泰病ひて臥し  
昭ノ命ノテ粥を作らし  
めキ頃て粥成り之を  
進むる時泰を大に憤り  
長者の為め手粥を作り  
心の敬を加へまう故其  
粥ハ嘆トキヘ下らぬ不



加減のをのあうと罵りて其器を地に擲ちけ  
テ昭ハ臆ち氣色あく再び粥を作りつゝ  
重ねてこれを進むるよ復た前の如く叱り  
付けられ是の如くもともと前後三四回に及び  
シモ昭の姿容曾て變むることあく益々敬礼  
を加えり郭泰乃ち色を和け嘆賞して云  
ひはや吾日々其方の面を見し今日  
始て其方の心まで見届けたりとはより遂に  
手昭を遇する所一層の叮嚀を盡せ」と

右所述の所ハ全く其人の心中を試みたる一

時の權術にて斯る事ハ學舎教場等に於て常半  
ありへまじとも覺へにまじあく魏昭が其  
師を尊敬すし心を假令如何ある場合に於ける  
も子弟の摸範とあそへまことつて能く留  
意せざるべうべ

西洋品行論曰人との世に生れ年を経るに  
従ひ家裡に於て受ける所の教養ハやむ時来る  
へ一家裡の教養已む時ハこれより繼くものハ  
學校の教育及び朋友夥伴の相観感をるもの  
と故に以上述の所先づ父母兄弟より起

リて内外の長老ヲ對する務めヲ及ぼし而して後師傳子至リ之ヲ次イ子朋友を以てた是此編の大旨あり初學者能く此意を體してその時と場所とよ應し自から其身の資益を求むるを要すヘー

### 第六章 朋友子對する務

嚙々たる鳴鳥も猶友を求むる聲あり矧んや人より友生を求める事シヤトハ問詩の意あり二人心を同ふれ共其利きこと金を断つとハ姫易の語あり獨り學んで友あけれハ孤陋子し

て寡聞ありとハ礼記の言あり而して曾子ハ仁を輔くと言ひ孟子ハ善を責ると言ひ泰西人の諺トハ朋友ハ第二の我ありと云へリ是ト由リて之を見れど世ト朋友ほど頼マリー且つ資益あるものハ何トナリテ故ト支那トハ古よりこれを五倫の一つト加へ益共交誼を厚くせり我國トても亦其義を取り現す三條の掲示子記載あるハ路人ル必をこれを知る

さて其相交る際ト於てハ信愛實義を盡毛を以て第一の務とぞ我れより人を愛し亦人亦汝

を愛をへし我れより人を扶けがハ人亦汝を扶  
シヘ一學校ニ在らんトモ何れの場所ニ在らん  
トモ此の良朋好友ありて俱ニ其悲歡を興ふせ  
え汝の心ニ於て如何そりは頼ミあくん  
然るナムの良朋好友ある者ハこれを求めんと  
さへぞれハ鄉黨隣里皆其人あり其人ノ一人  
少す一肩を拍ち袂を執リテ互ニ相歡押モハ  
真の友ナハ斯クナリ故ニ古人ハ友とハ其  
人を友と考スアベニ其徳を友と考スハ云ヘ  
リまれハ面交の友ハ得易ムト真心相與ミ考

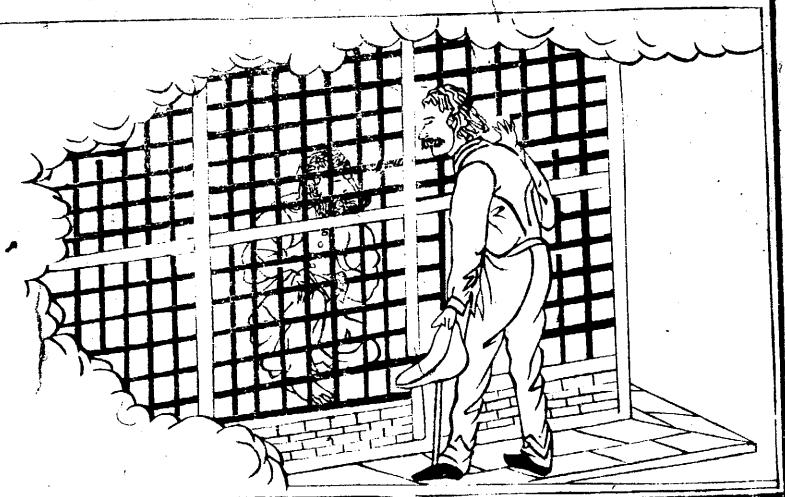
ラの友ハ輒ク得ヘテソニ苟ウ之を得タルニ  
ハ信愛以て相結ヒ實義以て相契リ仮モキモ  
他を欺き亦自カニ偽ハシ等の所業あるトウ  
レ

然るナ古ハ唯斯ク朋友交誼の潔うゝとキモ教  
ヘヘニ近世ニ至テハ更ニ其教を改め獨リ朋友  
のミナウムニ亦衆人を愛敬一人を愛能リこと  
猶<sup>メ</sup>己を愛をラムの如クモヘーとの善教を設けた  
リと泰西人ハ説キナラムの支那の孔子ハ既ニ三  
千年前ナ於て汎く衆を愛シテ仁を親むと云

世に賃賊を得んう爲めに拮据經營する人を多  
少とも其良友を得んと欲して苦思勉勵する  
人ハ少亦一都も家も滿籠の黄白あらんより寧  
ろ眞の良朋好友を得たるよハ其終身の資益  
をう所果して如何あるべき。

古一へ西洋の或國王其學士「ダモン」を  
死刑を處せんとせ一時「ダモン」ハ其生前  
家族を別を告け且家事を處置せん爲め期日  
を定め猶豫を得て其家を歸らんことを乞ひ

之時其友の「ヒチア  
ス」と云ふ者これ、保  
人とすり若し「ダモン」う  
此儘を遁け去りて再び  
獄を帰らまることある  
ハ保人が自から代りて  
刑を就くへま事を約せ  
しヨダモニハ期日至  
リ果して其言の如く獄  
1歸り自からとらハれ



子就き従容として死を處せられんことを乞ひテを國王ハこれを聞き其朋友交誼の厚まを感し「タモニ」の罪を赦して剝へ自から両士と交を求めしとそ實は朋友ハ第二の我ありと謂ふへし

又或る人一の真友あり兼て金蘭の交りを為したるダ一日この人不幸にて困難の境に陥り衆皆棄て顧りミキモ場合に當り此の人頗て真友の許に至り姑らむ其身を托せんと走る途中圖らに其友を行逢ひ余ハ今不虞の

困難に遇ひたる故君の許に行きて相談をす所あらんと欲をもなうと語りしす其友の曰く余も亦往々君を訪ひ君ヲ身事を圖らんと走る途中あらと答へタリ請ふ二人、此時の情況を思へ

さりあらうことを是れ成長の後す於て又急難の場合す於て偶々あるべき事にて平時若くハ幼童者す於てハマリて要用あるか事かれとゆ他年の所謂良朋好友ハ多くハ竹馬風箏の交りよりして成り立つことあれをいふ初學の

者をうそひ今日よりしてこれを辨へ互ひよ其  
交りを厚くもへし况んや幼童の時も在りてか  
既に人と交接をう以上ハ其事柄の大小こそあ  
れ未ト必ず一も相扶持資益をう所あきナア  
まうをや

西洋品行論ト曰或る有名の夫人の言ト我効  
ありし時獨居の所ト貫札長し之ト由て損を  
為しやうし事を思へと痛惜不堪へざるあり  
他人の交際を為をことハ吾品行ト勢力を添  
へ吾々進行を道路を開き導くの益ありと

脩辭

小學品行論 中

